

第1章 総論的提言に対する措置

〔提言1〕 条例を知る機会・学ぶ機会を増やす

- (1) 毎年、全児童・生徒児童生徒に対して、条例パンフレットを配布すること。
- (2) 人権尊重教育の取り組み取組の中で、条例を意識し、活用すること。
- (3) 子どもの日常生活のなかで、条例が目につれ触れる機会を増やすこと。
- (4) 子ども施策に関わる広報紙・ホームページなどあらゆる媒体において、条例に関する記述を盛り込むこと。

(1) 毎年、全児童生徒に対して、条例パンフレットを配布すること。

年1回小学4年生・中学2年生・高校1年生に対して配布していた条例パンフレットのうち、より多くの子どもに配布できるように、A4三折版リーフレットを新たに作成し、2013（平成25）年度から小学生の配布対象を全学年に拡充して、全児童が毎年条例啓発資料を手にすることができるようにしました。

今後、中学生以上の生徒へも同様に毎年配布できるように、条例内容が簡潔にわかるような中・高校生向けのコンパクトな広報物を検討します。

（市民・こども局人権・男女共同参画室）

(2) 人権尊重教育の取組の中で、条例を意識し、活用すること。

各市立学校の人権尊重教育推進担当者を対象に、年に4回実施している研修等の中で、講話等により条例への理解について啓発するとともに、各学校の人権尊重教育事業計画をもとに条例学習についても意見交流を行いました。2014（平成26）年度からは同事業計画書の書式例に条例についてを明記して、条例を意識づける取組を行いました。また、各学校に配布している「子どもの権利Q&A」は増刷して、各学校の校内研修での活用を促しました。

「子どもの権利に関する週間」において配布・活用している権利学習資料『みんな輝いているかい』（高学年用）及び『わたしもあなたも輝いて』（中学生用）について、2013年版では7つの権利の項目をカードにした別冊を添付し、2014年版では条例の全体図を見やすくして、条例に触れられるようにしました。

（教育委員会人権・共生教育担当、同総合教育センター）

(3) 子どもの日常生活のなかで、条例が目につれ触れる機会を増やすこと。

毎年学校その他関係機関に条例パンフレット等を配布していますが、今後、学校等に掲示できる新たな大判ポスターや、(1)で述べた中・高校生が日常携帯する生徒手帳等にはさめるようなコンパクトな広報物を作成します。

（市民・こども局人権・男女共同参画室）

全市立学校児童生徒に配布する相談カード『ひとりで悩まないで』において、2013年版から条例について触れる記述を掲載しました。

（教育委員会人権・共生教育担当）

(4) 子ども施策に関わる広報紙・ホームページなどあらゆる広報媒体において、条例に関する記述を盛り込むこと。

2014（平成26）年度からの第4次子どもの権利に関する行動計画では、子どもの権利施策に

おける情報や課題の共有を図り、事業の即応性や実効性を高めるために、庁内推進体制として子どもの権利に関する庁内ネットワーク会議を設置しました。

同会議はこども本部、区役所、人権オンブズパーソン事務局、教育委員会から参加する子ども施策に係る実務担当者で構成されており、今後、この組織横断的なネットワークを活用して、各関係課の広報媒体に条例に関する記述が掲載できないか、検討を進めます。

教育委員会と連携して、2013（平成25）年度から市立学校で全家庭に配布される『教育だより』の11月発行号に条例に関する記事を掲載しました。また、条例リーフレット等の広報物にはこどもページや条例ホームページにつながるよう、QRコードやインターネットの検索キーワードを表示しました。

（市民・こども局人権・男女共同参画室）

【提言2】 広報・啓発の対象を広げる

- （1）小学校学3年生以下の子ども（幼児を含む）についても広報・啓発の直接的な対象とし、年齢に応じた広報・啓発の工夫を行うこと。
- （2）乳幼児の保護者、乳幼児の保育・教育に携わる教職員、保健師、その他子育て支援に携わる職員、ボランティア活動者等に対する広報・啓発と研修を充実させること。

- （1）小学3年生以下の子ども（幼児を含む）についても広報・啓発の直接的な対象とし、年齢に応じた広報・啓発の工夫を行うこと。

【提言1】（1）で触れたA4三折版リーフレットは、マンガを用いて低学年にも理解しやすい内容で作成し、小学生全学年に配布することで小学3年生以下の子どもも毎年手にすることができるようにしました。また、2014（平成26）年度に作成した啓発用映像資料は、アニメーションを用いて学校で起こりうる実際の場面から権利を想起できるようにし、同じく低学年に権利が理解しやすい内容となっています。

今後は幼児に理解しやすいように子どもの権利に関する内容の絵本等を作成して、幼稚園、保育園に配布する他、区役所こども支援室や図書館等で閲覧できるようにします。

（市民・こども局人権・男女共同参画室）

- （2）乳幼児の保護者、乳幼児の保育・教育に携わる教職員、保健師、その他子育て支援に携わる職員、ボランティア活動者等に対する広報・啓発と研修を充実させること。

これまで、条例広報紙『ちっち』の紙上や、保育園等の職員研修を所管する区役所こども支援室の室長会議、各区の子どもに関わる団体及び関係団体等からなるこども総合支援ネットワーク会議で子どもの権利に関する出前講座について広報してきましたが、2014（平成26）年度には市民向け家庭教育学級等の企画を行う市民館の担当者会議や、地域教育会議等の担当者からなる川崎市子ども会議推進委員会にも出向いて、子どもの権利に関する研修の開催検討を呼びかけ、講師派遣や条例に関する資料提供を実施しました。

【提言1】（4）で述べた子どもの権利に関する庁内ネットワーク会議においても、各関係課で企画・実施する子どもに関わる職員又は乳幼児の保護者等に向けた広報・啓発及び研修について、さらに連携を進めて充実させます。

（市民・こども局人権・男女共同参画室）

【提言3】 広報・啓発のコンテンツと方法を工夫する

- (1) 子どもの意見を取り入れ、子どもにわかりやすく興味もてるような資料を作成すること。
- (2) 権利学習の方法を工夫すること。
- (3) より多様な広報媒体を検討すること。

(1) 子どもの意見を取り入れ、子どもにわかりやすく興味もてるような資料を作成すること。

〔提言1〕(1)で述べたA4三折版リーフレットは作成の過程で川崎市子ども会議に意見を聴き、カラー写真・イラストを多用してできるだけ文字による説明を簡素化し、3コママンガにより家庭・学校・地域それぞれの場面で関わる子どもの権利についてをイメージしやすい内容にしました。

今後作成する予定の幼児向け絵本等については、保育所関係部署と連携して幼児の反応を見るなどして、幼児に理解しやすい内容を検討し、さまざまな保育等の場面で効果的な活用ができるよう配慮したものを作成します。

(市民・こども局人権・男女共同参画室)

(2) 権利学習の方法を工夫すること。

〔提言1〕(1)でも触れましたが、権利学習資料小学生版『みんな輝いているかい』、中学生・高校生版『わたしもあなたも輝いて』では、2013年版から7つの権利を項目ごとに書いた「権利カード」を綴じ込みから別冊に変更し、切り離して授業で活用しやすくしました。さらに2014年版からは実態・意識調査報告書から子どもの自由記述意見を引用して掲載し、子ども自身が語った言葉によって、より子どもの権利が身近に感じられるようにしました。

(教育委員会総合教育センター)

また、権利学習派遣事業(CAP等参加型プログラム)においては、講師派遣団体との事前打合せにおいて条例との関連について啓発されるよう要請し、2013(平成25)年度からは派遣を受ける学校の担当者に対しても、派遣事業の趣旨と条例との関わりについて説明を行いました。

(教育委員会人権・共生教育担当)

(3) より多様な広報媒体を検討すること。

新たに作成する各種広報物には、こどもページや条例ホームページにつながるよう、QRコードやインターネットの検索キーワードを表示しました。今後、子ども会議で「こどもページ」に関するヒアリング等を行い、より子どもが興味を引く内容で情報を取りやすいものになるよう検討を進めます。

2014(平成26)年度作成している条例に関する映像資料は、子どもにも親しみやすいアニメーションによる子どもの権利に関する解説や、条例で整備された権利保障の仕組みや相談機関などを盛り込み、学校や関係機関にDVDとして配布する他、YouTubeへの配信により誰でも映像コンテンツにアクセスできる環境を整えます。

(市民・こども局人権・男女共同参画室)

【提言 4】 子どもやおとなに権利や条例が伝わっているかどうか定期的に評価する

- (1) 子どもの権利学習資料の学校における活用事例を教職員間で共有するとともに、これを通じて子どもに権利や条例が伝わっているかどうかを定期的に評価すること。その際は、教職員のみならず、子どもに対しても必ず実施すること。
- (2) 条例の広報・啓発に関わる事業を推進している部局は、事業を通じて、子どもやおとなに権利や条例が伝わっているかどうかを定期的に評価すること。

- (1) 子どもの権利学習資料の学校における活用事例を教職員間で共有するとともに、これを通じて子どもに権利や条例が伝わっているかどうかを定期的に評価すること。その際は、教職員のみならず、子どもに対しても必ず実施すること。

毎年作成している人権尊重教育実践集録『ひとりひとりが、かがやくために』では研究推進校、実践推進校の実践事例を、「川崎市子どもの権利に関する週間」報告書では全市立学校の主な実施内容及び学校からの意見・感想をまとめ、各学校に配布して、情報の共有を図りました。また、毎年実施している小・中学校の教員を対象にした子どもの権利学習資料の活用に関するアンケートにより、学習が子どものためになったかどうかの検証を行いました。

市立中学校長会人権教育推進委員会では、子どもの権利学習や人権尊重教育等の推進に関わる調査研究のために、生徒、教員、校長の中で年度により対象を変えて調査を行っており、2013（平成25）年度は中学生を対象にアンケート調査を実施しました。（前回3年前）

（教育委員会人権・共生教育担当）

- (2) 条例の広報・啓発に関わる事業を推進している部局は、事業を通じて、子どもやおとなに権利や条例が伝わっているかどうかを定期的に評価すること。

「かわさき子どもの権利の日のつどい」や川崎フロンターレホームゲーム会場で実施する「人権啓発Jリーグ連携事業」において、条例や子どもの権利について来場者にアンケートを実施しました。

（市民・こども局人権・男女共同参画室）